

## 2019年経済構造実態調査の概要

### 1. 調査の目的

製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサスー活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的としている。

### 2. 調査対象

#### (1) 地域的範囲

全国

#### (2) 属性的範囲

##### 【甲調査】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。

ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。

- ① 「大分類A－農業，林業」
- ② 「大分類B－漁業」
- ③ 「大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業」
- ④ 「大分類D－建設業」
- ⑤ 「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活サービス業」（「小分類792－家事サービス業」に限る。）
- ⑥ 「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」
- ⑦ 「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」

##### 【乙調査】

ア 日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する企業

- ① 「小分類411－映像情報制作・配給業」
- ② 「小分類412－音声情報制作業」
- ③ 「小分類413－新聞業」
- ④ 「小分類414－出版業」
- ⑤ 「小分類416－映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」
- ⑥ 「小分類643－クレジットカード業，割賦金融業」

イ 日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する事業所

- ① 「小分類391－ソフトウェア業」
- ② 「小分類392－情報処理・提供サービス業」
- ③ 「小分類401－インターネット附随サービス業」
- ④ 「小分類701－各種物品賃貸業」
- ⑤ 「小分類702－産業用機械器具賃貸業」
- ⑥ 「小分類703－事務用機械器具賃貸業」
- ⑦ 「小分類704－自動車賃貸業」
- ⑧ 「小分類705－スポーツ・娯楽用品賃貸業」
- ⑨ 「小分類709－その他の物品賃貸業」
- ⑩ 「小分類726－デザイン業」
- ⑪ 「小分類731－広告業」
- ⑫ 「小分類743－機械設計業」
- ⑬ 「小分類745－計量証明業」
- ⑭ 「小分類796－冠婚葬祭業」
- ⑮ 「小分類801－映画館」
- ⑯ 「小分類802－興行場（別掲を除く），興行団」
- ⑰ 「小分類804－スポーツ施設提供業」
- ⑱ 「小分類805－公園，遊園地」
- ⑲ 「小分類823－学習塾」
- ⑳ 「小分類824－教養・技能教授業」
- ㉑ 「小分類901－機械修理業（電気機械器具を除く）」
- ㉒ 「小分類902－電気機械器具修理業」

### 3. 調査事項

#### 【甲調査】

以下に掲げる事項のうち、調査企業の業種及び規模等に応じて必要な事項

- ① 名称及び所在地
- ② 経営組織
- ③ 資本金等の額
- ④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑤ 売上（収入）金額及び年間商品販売額 \*
- ⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 \*
- ⑦ 企業全体の主な事業の内容
- ⑧ 事業活動の内容
- ⑨ 事業活動別の売上（収入）金額 \*
- ⑩ 電子商取引の有無及び割合

- ⑪ 年初及び年末商品手持額
- ⑫ 年間商品仕入額 \*
- ⑬ 事業区分別の費用割合 \*
- ⑭ 総務大臣及び経済産業大臣が指定<sup>※</sup>する一事業区分に係る費用の項目別金額  
(詳細は別添を参照) \*

※ 調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき指定

- ⑮ 企業傘下の事業所の名称及び所在地
- ⑯ 企業傘下の事業所の主な事業活動
- ⑰ 企業傘下の事業所の売上高 \*
- ⑱ 企業傘下の事業所の年間商品販売額 \*
- ⑲ 企業傘下の事業所の売場面積
- ⑳ 企業傘下の事業所の卸売販売額に占める本支店間移動の割合 \*

ただし、⑪及び⑫については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する企業についてのみ報告を求めることとし、⑱、⑲及び⑳については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めることとする。

また、⑲及び⑳については、「大分類Ⅴ－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲及び⑳については、「大分類Ⅴ－製造業」に属する企業を除き、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから報告を求めることとする。

## 【乙調査】

### ア 企業票

以下に掲げる事項のうち、調査企業の業種及び従業者数に応じて必要な事項

- ① 企業名及び所在地
- ② 経営組織及び資本金額又は出資金額
- ③ 事業の形態
- ④ 会社系統
- ⑤ 年間売上高 \*
- ⑥ 年間営業用固定資産取得額 \*
- ⑦ 会員数 \*
- ⑧ 加盟店数
- ⑨ 従業者数

## イ 事業所票

以下に掲げる事項のうち、調査事業所の業種及び従業者数に応じて必要な事項

- ① 事業所名及び所在地
- ② 本社の所在地
- ③ 経営組織及び資本金額又は出資金額
- ④ 本支社別
- ⑤ 事業の形態
- ⑥ 年間売上高 \*
- ⑦ 年間契約高及び契約件数 \*
- ⑧ 年間営業用固定資産取得額 \*
- ⑨ 入場者数 \*
- ⑩ 受講生数 \*
- ⑪ 施設
- ⑫ 従業者数

## 4. 調査の方法

調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

## 5. 基準となる期日又は期間

2019年6月1日。

ただし、「3. 調査事項」のうち、「\*」を付した事項については、原則として、2018年1月から12月までの1年間を対象とする。

## ○ 産業別費用項目

産業	産業別調査事項
電気業	①燃料費、②修繕費
ガス業	①原材料費、②修繕費
電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料
映像情報制作・配給業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）
音声情報制作業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料
出版業	①印税・原稿料
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業	①外注費（国内）、②外注費（国外）
鉄道業	①動力費
水運業	①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費
卸売業、小売業	①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費
銀行・信託業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用
証券業	①金融費用、②取引関係費、③不動産関係費
生命保険業	①保険金等支払金、②責任準備金等繰入額、③資産運用費用
損害保険業	①保険引受費用、②資産運用費用
中小企業等金融業、農林水産金融業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用
クレジットカード業、割賦金融業	①貸倒引当金繰入額、②金融費用
不動産取引業	①用地費、②外注工事費、③土地建物購入費
不動産賃貸業・管理業	①修繕費
各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	①貸与資産原価、②リース投資資産原価、③資金原価
広告業	①媒体費
宿泊業	①材料費、②修繕費
飲食業	①製造原価（材料費）、②製造原価（労務費）
冠婚葬祭業	①施設管理業、②販売手数料
映画館	①施設管理費、②上映映画料
興行場、興行団	①選手契約料・出演契約料、②施設管理費
スポーツ施設提供業	①施設管理費
公園、遊園地・テーマパーク	①施設管理費
学習塾	①警備費
教養・技能教授業	①講師謝礼、②教材作成費
医療業	①薬品費、②材料費（薬品費を除く）